

## 環境ガイドライン改訂に伴うFAQの変更及び追加について(JBIC)

## 1. 既存のFAQの変更について

No	FAQの分類	現行のFAQ	変更後FAQ案	備考
1	環境ガイドライン全般 1.4	<p>Q.「環境ガイドライン」や「環境社会配慮」との表記ができていますが、環境ガイドラインにおける「環境」について、JBIC はどのように考えているのですか？</p> <p>A. JBIC の環境ガイドラインでは、環境社会配慮の対象を汚染対策、自然環境、社会環境の3つの概念に大別しており、社会環境も環境社会配慮確認の重要な要素の1つとなっています。また、「環境」という言葉について、「自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む」と定義しています。</p> <p>JBIC では、「環境社会ガイドライン」というよりは「環境ガイドライン」の方が名称として馴染み易いものと考え略称として使用しております。他方、環境ガイドラインの中でも住民移転、先住民族といった社会的弱者等への配慮確認は極めて重要とされており、これをより明確化するために、正式名称においては「環境配慮」ではなく、「環境社会配慮」という表現を採用しています。</p>	<p>Q.「環境ガイドライン」や「環境社会配慮」との表記ができていますが、環境ガイドラインにおける「環境」について、JBIC はどのように考えているのですか？</p> <p>A. JBIC の環境ガイドラインでは、環境社会配慮の対象を汚染対策、自然環境、社会環境の3つの概念に大別しており、社会環境も環境社会配慮確認の重要な要素の1つとなっています。<u>こうした考え方を踏まえ</u>また、「環境」という言葉については、<u>前書きにおいて「汚染対策や自然環境のみならず、社会環境非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む」と定義</u>しています。</p> <p>JBIC では、「環境社会ガイドライン」というよりは「環境ガイドライン」の方が名称として馴染み易いものと考え略称として使用しております。他方、環境ガイドラインの中でも住民移転、先住民族といった社会的弱者等への配慮確認は極めて重要とされており、これをより明確化するために、正式名称においては「環境配慮」ではなく、「環境社会配慮」という表現を採用しています。</p>	論点項番 5
2	環境ガイドライン全般 1.15	<p>Q. 環境ガイドラインでは、人権についてどのように扱っているのですか？</p> <p>A. 環境ガイドラインにおいては、前書きにおいて「環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境に配慮すること」と規定し、社会環境への配慮も重要な要素の一つとして位置付けています。人権については、第2部1.(3)の検討する影響のスコープにおいて「人権の尊重を含む社会的関心事項」を調査・検討すべき環境への影響の1つとして挙げている通り、社会環境の一項目として確認することにしてはいます。</p> <p>他方、「人権」という概念は広く、国家全体に関するものから、個別プロジェクトに関するものまで多岐に亘ります。JBIC の環境ガイドラインは、JBIC の関わる個別プロジェクトの環境、社会への影響を検討するためのものであり、個別のプロジェクト・レベルで具体的に対応ができ、JBIC としても判断基準がより明確なものに限って人権の側面を確認するという考え方を採っております。</p> <p>この考え方に基づいて、環境ガイドラインでは確認すべき事項を明確化しています。具体的には、非自発的住民移転、先住民族の権利、女性や子ども等社会的弱者への配慮を、プロジェクト・レベルにおいて検討すべき項目として例示しています。</p> <p>なお、国家レベルで対処すべき人権については、本環境ガイドラインで扱うのではなく、外交等政策レベルで対応することが望ましいと考えています。</p>	<p>Q. 環境ガイドラインでは、人権についてどのように扱っているのですか？</p> <p>A. 環境ガイドラインにおいては、前書きにおいて「環境社会配慮とは、<u>汚染対策や自然環境のみならず、社会環境非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境(以下「環境」)</u>に配慮することを<u>指し、人権配慮も含まれるものである</u>」と規定し、<u>社会環境への配慮も重要な要素の一つとして位置付けて</u>います。<u>また、</u>人権については、第2部1.(3)の検討する影響のスコープにおいて「人権の尊重を含む社会的関心事項」を調査・検討すべき環境への影響の1つとして挙げている通り、社会環境の一項目として確認することにしてはいます。</p> <p>他方、「人権」という概念は広く、国家全体に関するものから、個別プロジェクトに関するものまで多岐に亘ります。JBIC の環境ガイドラインは、JBIC の関わる個別プロジェクトの環境、社会への影響を検討するためのものであり、個別のプロジェクト・レベルで具体的に対応ができ、JBIC としても判断基準がより明確なものに限って人権の側面を確認するという考え方を採っております。</p> <p>この考え方に基づいて、環境ガイドラインでは確認すべき事項を明確化しています。具体的には、非自発的住民移転、先住民族の権利、女性や子ども等社会的弱者への配慮を、プロジェクト・レベルにおいて検討すべき項目として例示しています。</p> <p>なお、国家レベルで対処すべき人権については、本環境ガイドラインで扱うのではなく、外交等政策レベルで対応することが望ましいと考えています。</p>	論点項番 5
3	情報公開 5.18	<p>Q. モニタリングに関し、何らかの情報公開を行うことは環境ガイドラインに規定されているのですか？</p> <p>A. 環境ガイドライン第1部5.(2)③融資契約締結後の情報公開において「カテゴリ A 及び B プロジェクトについては、プロジェクト実施者によるモニタリング結果がプロジェクトの実施国で一般に公開されている場合、一般に公開されている範囲内で、当該モニタリング結果」を公開することとし、同ガ</p>	<p>Q. モニタリングに関し、何らかの情報公開を行うことは環境ガイドラインに規定されているのですか？</p> <p>A. 環境ガイドライン第1部5.(2)③融資契約締結後の情報公開において「カテゴリ A 及び B プロジェクトについては、プロジェクト実施者によるモニタリング結果がプロジェクトの実施国で一般に公開されている場合、一般に公開されている範囲内で、当該モニタリング結果」を公開することとしていま</p>	論点項番 2

	<p>イドライン第 2 部 1.では、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」と記述し、プロジェクト実施主体者による対応を促しています。</p>	<p>す。ただし、プロジェクト実施者によるモニタリング結果をウェブサイトで公開することについて、プロジェクト実施者から了解を得ている場合には、ウェブサイトで公開する考えです。→なお、同ガイドライン第 2 部 1.では、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」と記述し、プロジェクト実施主体者による対応を促しています。</p>
--	---	---

2. 新しく追加する FAQ について

No	FAQ の分類	新しく追加する FAQ 案	備考
1	情報公開	<p>Q. 国際協力銀行の環境ガイドライン第 1 部 5.(2)②に「環境社会影響評価報告書等以外に当行が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書の入手状況及び当該文書」とありますが、プロジェクトの実施国での公開にかかわらず、借入人等の了解が得られている場合でも公開しないのですか？</p> <p>A. 情報公開に関しては、環境ガイドライン第 1 部 5.(2)①に記載の通り「プロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める」としており、環境社会影響評価報告書等以外に当行が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書についても、プロジェクト実施者から、これら文書をウェブサイトで公開することについて了解が得られている場合には、ウェブサイトで公開する考えです。</p>	論点項番 4
2	環境社会配慮確認に要する情報(ESIA 等)	<p>Q. 国際協力銀行の環境ガイドライン第 2 部 2.カテゴリ A に必要な環境社会影響評価報告書において「当該国に環境アセスメントの手続制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手続を正式に終了し、相手国政府の承認を得なければならない」とありますが、当該国で環境アセスメントの手続き制度がない場合や当該プロジェクトが同制度の対象外の場合にはどのような文書で環境レビューを行うのですか？また、その場合の情報公開についてはどうなりますか？</p> <p>A. 当該国環境アセスメントの手続き制度がない、または手続制度はあるものの当該プロジェクトがその対象外であるため環境社会影響評価報告書が作成されないような場合は、その他環境社会配慮確認に利用可能な文書等に基づき環境レビューを行うこととなります。また、その場合の情報公開については、同ガイドライン第 1 部 5.(2)②環境レビュー時の情報公開の規定に沿って、プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書(プロジェクト実施者から、当該文書をウェブサイトで公開することについて了解が得られている場合はその文書も含む)について、情報公開を行う考えです。</p>	論点項番 17
3	スクリーニングおよびカテゴリー分類	<p>Q. 特定のプロジェクトと関係がない株式取得等の出融資等を行う場合の環境社会配慮確認はどのように実施しているのですか？</p> <p>A. JBIC ガイドラインでは、出融資等を受けるプロジェクトにおける環境社会配慮に関して、第 1 部 1.にて「当行は、出融資等を受けるプロジェクトにおいて本ガイドラインで示すプロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が行われるよう、出融資等の契約(以下「出融資契約」)等を通じてその確保に最大限努力する。当行は、出融資等の意思決定以降においても、一定期間、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう借入人等に対するモニタリングや働きかけを行う。」と規定し、同第 1 部 6.にて「当行は、プロジェクトの環境社会配慮が適切ではないために、プロジェクトが環境に望ましくない影響を与えると考える場合、適切な環境社会配慮がなされるよう借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。」と規定しています。</p> <p>特定のプロジェクトとは関係がない株式取得等の出融資等を行う場合でも、上記の規定に沿って、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう借入人等に対する働きかけを行うこととしています。</p>	論点項番 18